

令和6年10月1日
スタート

日光市地方就職支援金

東京圏の大学を卒業する学生の日光市への移住及び栃木県内の中小企業等への就職を支援するため、就職面接・就職試験等にかかった交通費を補助します。

支給金額

5,000円（定額支給）

※企業が交通費の一部を支給している場合は別途計算

対象者

以下のすべての条件を満たす方

- ① 大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏内のキャンパス（別紙）に在学し、卒業する見込みであること。
- ② 大学の卒業年度において、東京圏内に継続して在住していること。
- ③ 栃木県内に所在する企業に就職することが内定していること。
- ④ 卒業後に③の内定企業に就職し、日光市に移住する意思を有していること。
- ⑤ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ⑥ 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ⑦ その他栃木県知事又は日光市長が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

就業要件等

以下のすべての条件を満たす就業要件等であること

- ① 勤務地が栃木県内に所在すること。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗業者でないこと。
- ③ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ④ 官公庁等ではないこと。
- ⑤ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を勤めている法人等でないこと。
- ⑥ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
- ⑦ 栃木県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

↓裏面につづく

提出書類

- (1) 写真付き身分証明書の写し
- (2) 卒業見込証明書
- (3) 交通費の領収書の写し
- (4) 現住所がわかるものの写し（住民票等）
- (5) 就業先の内定証明書（様式第2号）
- (6) その他市長が必要と認める書類



Q&A

(Q1) 写真付き身分証明書の写しは、学生証でもよいか。

→ (A) 学生証であっても写真付きで氏名、生年月日が記載されていれば認められます。写真付き証明書がない場合はご相談ください。

(Q2) 交通費の領収書は交通系 IC の画面コピーでもよいか。

→ (A) 原則、公共交通機関が発行する領収書が必要です。領収書がない場合はご相談ください。

(Q3) 交通費の領収書の日付は、面接日から前後どの位の期間が有効となるか。

→ (A) 前後1日を基本とし、それ以上の場合は合理的な理由が必要です。

(Q4) 就職先の条件として、大企業から個人事業主まで対象となるか。

→ (A) 対象です。

(Q5) 東京に支店があり、5年以内に転勤の可能性がある場合は、対象となるのか。

→ (A) 日光市からの転居が必要な勤務地への転勤の可能性がある場合は、対象外になります。

(Q6) 申請書類の提出は、郵送やメールでもよいか。

→ (A) 問題ありません。ただし、申請書類をご提出いただく際には事前に電話にてご連絡ください。

問合せ先

日光市地域振興部地域振興課地域政策係
〒321-1292 栃木県日光市今市本町 1 番地
TEL : 0288-21-5147
Email : chiiki-shinkou@city.nikko.lg.jp

